

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 22 年 8 月 10 日・東京都規則第 173 号

1 概要

(1) 改正理由

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）に基づき、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度において、特定テナント等事業者が提出する特定テナント等地球温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）の記載事項及び公表の内容を定めるほか、所要の規定整備を行う。

(2) 改正内容

ア 計画書の記載事項について（第 4 条の 26 関係）

（ア） 計画書の計画期間の定義を明確にする。

（イ） 計画書に記載する事項のうち、敷地面積を削る。

（ウ） 計画書に記載する特定温室効果ガス年度排出量及びその他ガス年度排出量の範囲を定める。

（エ） 計画書に記載すべき事項について、規則で定める事項のほかは、地球温暖化対策指針で定めることとする。

イ 知事が行う計画書の公表の内容を定める（第 5 条の 2 関係）。

ウ 指定地球温暖化対策事業者が指定地球温暖化対策事業所ごとに設置する技術管理者に係る規定整備（第 4 条の 24 関係）

エ 東京都一種公害防止管理者の資格要件に係る規定整備（別表第 10 関係）

2 施行日

平成 22 年 8 月 10 日（公布の日）

3 問い合わせ先

(1) 1 (2) のア及びイについて

環境局都市地球環境部総量削減課排出量規制係

直通 03-5388-3480

内線 42-757

(2) 1 (2) ウについて

環境局都市地球環境部総量削減課排出量取引係

直通 03-5388-3465

内線 42-171

(3) 1 (2) エについて

環境局環境改善部計画課公害防止管理者担当

直通 03-5388-3435

内線 42-315